

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和7年3月21日(金) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

第1 議案第15号 幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部改正について

第2 議案第16号 幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正について

第3 議案第17号 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

第4 議案第18号 教育財産の取得の申出について

第5 議案第19号 令和7年度学校医等の委嘱について

第6 議案第20号 第24期(令和6・7年度)文化財調査員の委嘱について

報告事項

第1 教育課題の進捗状況について(資料1)

第2 区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖(臨時休業)について(資料2)

第3 令和6年度墨田区立学校「体力テスト」の結果について(資料3)

第4 「墨田区こども計画」について(資料4)

第5 「墨田区子ども読書活動推進計画(第5次)」について(資料5)

第6 令和6年度就学相談委員会における審議判定結果について(資料6)

議案第 15 号

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 21 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

幼稚園教育職員の住居手当に係る届出について、電子計算組織を利用した手続の方法を加えるため、所要の規定整備を行う必要がある。

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則（平成１２年墨田区教育委員会規則第１６号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（届出） 第３条 新たに条例第１３条第１項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、<u>区の電子計算組織を利用して職員の勤務状況等に係る事務を総合的に処理するシステムへの入力又は別記様式により、</u>その実情を速やかに墨田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出なければならない。住居手当を受けている職員について、条例第１３条第１項の職員たる要件に係る事実に変動のあった場合についても、同様とする。	〔同左〕 第３条 新たに条例第１３条第１項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別記様式により、その実情を速やかに墨田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出なければならない。住居手当を受けている職員について、条例第１３条第１項の職員たる要件に係る事実に変動のあった場合についても、同様とする。

付 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

議案第16号

幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和7年3月21日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

幼稚園教育職員の通勤手当に係る届出について、電子計算組織を利用した手続の方法を加えるため、所要の規定整備を行う必要がある。

墨田区教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局
区立小学校
区立中学校
区立幼稚園
事業所

幼稚園教育職員の通勤手当支給規程（平成11年墨田区教育委員会訓令第2号）の一部を次の表のように改正する。

令和7年4月 日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（届出） 第3条 職員が新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合及び同項の職員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その通勤の実情を<u>区の電子計算組織を利用して職員の勤務状況等に係る事務を総合的に処理するシステムへの入力又は別記様式により速やかに教育委員会に届け出なければならない。</u> （1）～（3） 〔略〕 （支給日等） 第7条 〔略〕 2・3 〔略〕 第8条 〔略〕 2 条例第14条第1項の職員が、支給対象期間の初日から<u>1か月</u>以上の期間にわたって通勤しないことが明らかな場合には、次項に定める場合を除き、当該支給対象期間の当初においては通勤手当は支給しないこととし、その後、当該支給対象期間の中途において通勤することとなったときには、通勤することとなった日の属する月の初日に支給要件を具備したものであるものとして通勤手当の額を算出する。	〔同左〕 第3条 職員が新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合及び同項の職員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その通勤の実情を別記様式により速やかに教育委員会に届け出なければならない。 （1）～（3） 〔略〕 〔同左〕 第7条 〔略〕 2・3 〔略〕 第8条 〔略〕 2 条例第14条第1項の職員が、支給対象期間の初日から<u>1箇月</u>以上の期間にわたって通勤しないことが明らかな場合には、次項に定める場合を除き、当該支給対象期間の当初においては通勤手当は支給しないこととし、その後、当該支給対象期間の中途において通勤することとなったときには、通勤することとなった日の属する月の初日に支給要件を具備したものであるものとして通勤手当の額を算出する。

3 〔略〕 第9条 規則第14条第3号に係る返納額及び支給額については、規則第16条の規定に準じて算出した額に、異動等事由が生じた月に係る日割額を加えた額とする。この場合において、定期券の価額に基づき運賃等相当額を算出する経路については、当該日割額は、通用期間<u>1か月</u>の定期券の価額に基づき算出する。 2 〔略〕 （委任） 第11条 この規程に定めるもののほか、<u>通勤手当の支給及び返納</u>について必要な事項は、<u>墨田区教育委員会教育長</u>が定める。	3 〔略〕 第9条 規則第14条第3号に係る返納額及び支給額については、規則第16条の規定に準じて算出した額に、異動等事由が生じた月に係る日割額を加えた額とする。この場合において、定期券の価額に基づき運賃等相当額を算出する経路については、当該日割額は、通用期間<u>1箇月</u>の定期券の価額に基づき算出する。 2 〔略〕 〔同左〕 第11条 この規程の<u>施行</u>について必要な事項は、<u>教育長</u>が定める。
--	--

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から適用する。

議案第 17 号

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 21 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

刑法の一部改正に伴い、標記規則における休業補償を行わない場合に係る規定について、所要の規定整備を行う必要がある。

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年墨田区教育委員会規則第12号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（休業補償を行わない場合） 第7条 条例第7条ただし書の墨田区教育委員会規則で定める場合は、 <u>拘禁刑</u> 若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘留されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は <u>法廷等の秩序維持に関する法律</u> （昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合とする。	〔同左〕 第7条 条例第7条ただし書の墨田区教育委員会規則で定める場合は、 <u>懲役、禁錮</u> 若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘留されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は <u>法定等の秩序維持に関する法律</u> （昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合とする。

付 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

令和6年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題No.		1	事業名	不登校防止対策の充実								主管課	指導室	
執行計画	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		
	■校内スモールステップルームの運用			■支援員へのヒアリング					■支援員へのヒアリング			■支援員へのヒアリング		
	■校内別室学級の運用													
	■巡回教員の活用													
	■スクールソーシャルワーカーの派遣	■連絡会の実施					■連絡会の実施					■連絡会の実施		
	■関係機関との連携													
	■現状の把握・分析													
実績	2月実績 ■校内スモールステップルームの運用 ・校内別室指導支援員による利用生徒の支援 ■校内別室学級の運用（設置校：桜堤中学校） ・在籍生徒の教育活動の実施 ■巡回教員の活用（拠点校：吾嬬立花中、巡回校：本所中、豎川中、寺島中、文花中） ・巡回校への訪問・支援 ■スクールソーシャルワーカーの派遣 ・学校訪問及びケース対応 ■関係機関との連携 ・教育支援センター（ステップ学級・サポート学級）連絡会開催（2/28） ・すみだバーチャルサポートルームの運用 ■現状の把握・分析 ・毎月の学校からの報告を基に現状を把握・分析 進捗：○													

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

令和6年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題No.	2	事業名	学力向上新3か年計画（第3次）の推進								主管課	すみだ教育研究所	
執行計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	■墨田区学習状況調査の実施（4/23）		■調査結果速報値集約	■指導のポイント作成 ■調査結果（速報値）	■教委報告	■議会報告 ■指導のポイント配信 ■学習ふりかえり ■学力向上ヒアリング	■調査結果公表（HP）			■学習ふりかえり		（4月）	
	■全国学力・学習状況調査の実施（4/18）			■調査結果			■調査結果公表（HP）						
	■児童・生徒へのメッセージ発出						■児童・生徒・教員へのメッセージ発出			■教員へのメッセージ発出			
実績	2月実績 ■学習ふりかえり（「ふりかえりシート」等を活用した児童・生徒の学習内容の定着） 期間：令和7年1月8日から同年4月23日（令和7年度墨田区学習状況調査前）まで ・児童・生徒ができない問題 基礎的な問題の教材に繰り返し取り組むなどして、「分かる」、「できる」、「定着する」ようにする。 ・児童・生徒ができる問題 発展的な問題にチャレンジさせる。 進捗：○												

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖（臨時休業）について

1. 学級閉鎖措置の状況

【感染症等に伴う学級閉鎖（臨時休業・時間短縮）の状況】

学 校 名	学年・学級	臨時休業の期間	感 染 症 種 別
外 手 小 学 校	2 年 3 組	令和7年3月11日(火)から 3月13日(木)まで	嘔吐・腹痛
八 広 小 学 校	1 年 2 組	令和7年3月11日(火)から 3月13日(木)まで	嘔吐・下痢・腹痛
第三寺島小学校	1 年 1 組	令和7年3月14日(金)から 3月16日(日)まで	嘔吐・下痢・発熱
外 手 小 学 校	4 年 1 組	令和7年3月18日(火)から 3月20日(木)まで	嘔吐・腹痛

《参考》

学校において予防すべき感染症の拡大防止のための臨時休業（学級閉鎖）期間及びその取り扱い

○臨時休業（学級閉鎖）期間

感染症	欠席率	臨時休業期間	備考
新型コロナウイルス感染症 季節性インフルエンザ 等	20～30%	3日間程度	臨時休業期間は、学校医等に相談の うえ、状況に応じて判断する

※ 臨時休業期間は、学校医に相談のうえ状況に応じて短縮・延長することを可能としている。

令和6年度墨田区立学校「体力テスト」の結果について

1 調査の目的

「令和6年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テスト）」の結果から、墨田区内の児童・生徒の体力・運動能力及び生活・運動習慣等の現状を明らかにし、児童・生徒の健康の保持・増進と体力づくりを推進する施策の改善と一層の充実を図る。

2 調査実施期間及び調査対象等

- (1) 調査実施期間 令和6年5月1日から令和6年6月30日まで
 (2) 調査対象 墨田区立小・中学校全学年児童・生徒（夜間学級を除く。）
 (3) 実施した学校

校 種	学校数	実施学校数（実施率）	学年・人数				
小学校	25 校	25 校 (100%)	1年	1,721 人	4年	1,698 人	小学校総数 10,306 人
			2年	1,758 人	5年	1,677 人	
			3年	1,777 人	6年	1,675 人	
中学校	10 校	10 校 (100%)	1年	1,274 人			中学校総数 3,913 人
			2年	1,301 人			
			3年	1,338 人			

3 調査項目

○体力テスト

(1) 小学校

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ

(2) 中学校

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げ、持久走

4 調査結果（体力総合点）

(1) 男子

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
墨田区平均値（R6）	29.3	37.3	43.7	49.6	53.2	59.8	34.8	43.3	49.5
東京都平均値（R6）	28.9	36.0	42.1	47.5	52.6	58.2	33.2	40.8	47.3
都平均との差異	+0.4	+1.3	+1.6	+2.1	+0.6	+1.6	+1.6	+2.5	+2.2
令和6年度全国※					52.5			41.9	
墨田区平均値（R5）	30.0	37.6	43.8	48.3	54.6	60.5	34.5	43.1	48.8

(2) 女子

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
墨田区平均値（R6）	29.9	36.9	43.6	50.0	55.9	60.5	44.1	48.7	49.5
東京都平均値（R6）	28.5	35.6	42.0	48.0	53.8	58.8	42.1	46.2	48.9
都平均との差異	+1.4	+1.3	+1.6	+2.0	+2.1	+1.7	+2.0	+2.5	+0.6
令和6年度全国※					53.9			47.4	
墨田区平均値（R5）	29.6	38.0	44.0	50.5	55.9	61.5	44.5	49.2	50.5

※ 令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書【スポーツ庁】（小学校第5学年、中学校第2学年実施）

5 結果の分析

小学校、中学校ともに、全学年において男女とも都の平均値を上回った。調査項目別では、小学校では「反復横跳び」、「20m シャトルラン」、「立ち幅跳び」が都の平均値を2ポイント以上上回った。特に「20m シャトルラン」は令和3年度まで課題であったが、区が独自に作成した、種目別に技能ポイントを分かりやすく解説した動画が周知され、一人1台端末を用いて児童が視聴するなど、授業時間に限らない活用を全校で徹底したことが、近年の記録向上の一因になったと考える。児童・生徒の意欲を継続させる工夫（目標カード、運動ビンゴ等）を講じた体育月間の実施、児童集会等で調査項目を取り入れた運動遊びの提案、児童による技能ポイントを踏まえた実技披露の場の設定など、年間を通じて運動意識の向上・運動機会の増加に取り組んだ結果と考える。

中学校では「長座体前屈」、「反復横跳び」、「立ち幅跳び」が都の平均値を2ポイント以上上回った。全校で授業の導入時に柔軟体操や動的ストレッチ、俊敏性を高める遊びの要素を含むウォーミングアップなどを取り入れたことが成果の一因になったと考える。

一方、小学校では「長座体前屈」、中学校では「持久走」、「20m シャトルラン」で都の平均値を下回る学年が多く、柔軟性や俊敏性、持久力の向上が課題である。今後は、教員、児童・生徒それぞれに対応した種目別の技能ポイント解説動画を作成し、活用の徹底を図るとともに、年間を通じて課題である運動の取組機会の増加を促す。

6 今後の取組予定

- (1) 教育委員会事務局指導室は、本調査の結果を踏まえ、体力向上に資する取組を各学校に周知し、実施の徹底をする。
 (2) 各学校は、自校の調査結果を踏まえ、令和6年度「体力向上プラン」、「一校一取組運動」の改善を図り、体力向上を更に推進する。

「墨田区こども計画」について

1 趣旨

「区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について」第2に規定する補助執行事務1(8)の事務として、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画である「墨田区子ども・若者計画」の改定を行った。

その改定に当たり、当該計画を、こども基本法第10条第5項の趣旨に沿って墨田区子ども子育て支援総合計画と一体のものとし、「墨田区こども計画」として策定したので報告する。

2 計画全編及び概要版

別紙のとおり

【参考】根拠法令

○区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について（平成8年1月31日7墨総総第1073号）

第2 補助執行事務

1 次に掲げる事務は、教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させる。

- (1) 総合教育会議に関する事務
- (2) 青少年の健全育成に関する事務
- (3) 墨田区青少年問題協議会に関する事務
- (4) 墨田区いじめ問題対策協議会に関する事務(区長の権限に属する事務に限る。)
- (5) 地区委員会に関する事務
- (6) 遊び場対策に関する事務
- (7) 墨田区学童災害共済に関する事務
- (8) 子ども・若者育成支援に関する事務
- (9) すみだ郷土文化資料館の観覧料の徴収に関する事務
- (10) 立花大正民家園旧小山家住宅の使用料の徴収及び返還に関する事務
- (11) 住民票の写し及び印鑑登録証明書の受渡し及び手数料の徴収に関する事務

○こども基本法（令和4年法律第77号）

（都道府県こども計画等）

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策につ

いての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

墨田区子ども計画

概要版

2025(令和7)年度-2029(令和11)年度

目次

第Ⅰ部 墨田区こども計画の策定にあたって

1 墨田区こども計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画期間.....	3
4 こどもの定義について.....	3
5 基本理念.....	3
6 あるべき姿.....	4
7 計画の推進.....	5

第Ⅱ部 墨田区子ども・子育て支援総合計画

第1章 墨田区子ども・子育て支援総合計画について.....	7
1 墨田区子ども・子育て支援総合計画策定の趣旨.....	7
2 計画策定の体制.....	7
第2章 墨田区におけるこども・子育てを取り巻く現状.....	8
第3章 めざす将来像と基本方針.....	9
第4章 めざす将来像の実現に向けた取組.....	10
基本方針1 妊娠・出産期から子育てにおける支援を充実させます	
基本方針2 乳幼児期における教育・保育の質とサービスの向上を図ります	
基本方針3 こどもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくります	
基本方針4 配慮が必要なこどもや家庭への支援を強化します	
基本方針5 地域でこどもの育ちを支える取組を促進します	
基本方針6 子育てしやすい環境づくりを推進します	

第Ⅲ部 墨田区若者計画

第1章 墨田区若者計画について.....	13
1 墨田区若者計画策定の趣旨.....	13
2 計画策定の体制.....	14
第2章 墨田区における若者を取り巻く現状.....	14
第3章 めざす将来像と基本方針.....	16
第4章 めざす将来像の実現に向けた取組.....	17
基本方針1 若者の健やかな成長に向けた支援を推進します	
基本方針2 若者の豊かな人間力と社会を生き抜く力の育成を応援します	
基本方針3 若者一人ひとりの状況に応じた支援を推進します	
基本方針4 若者の健全育成と自立を支える環境づくりを推進します	

第Ⅰ部 墨田区こども計画の策定にあたって

1 墨田区こども計画策定の背景と趣旨

本区では、平成 27 年 3 月に「すみだ子育て・子育て応援宣言―墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画―」を、令和 2 年 2 月にはこれを継承した「墨田区子ども・子育て支援総合計画」を策定し、「子どもの最善の利益を優先するまちすみだ」を基本理念として、こども・子育て支援施策を総合的に推進してきました。また、平成 31 年 3 月には、「墨田区子ども・若者計画」を策定し、「全ての子ども・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができる」を基本理念とし、全てのこども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成に向けたこども・若者育成支援施策を推進してきたところです。

国は、令和 5 年 4 月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法としてこども基本法を施行するとともに、こども家庭庁を発足しました。それに伴い、令和 5 年 12 月にこども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」を策定し、全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざしています。

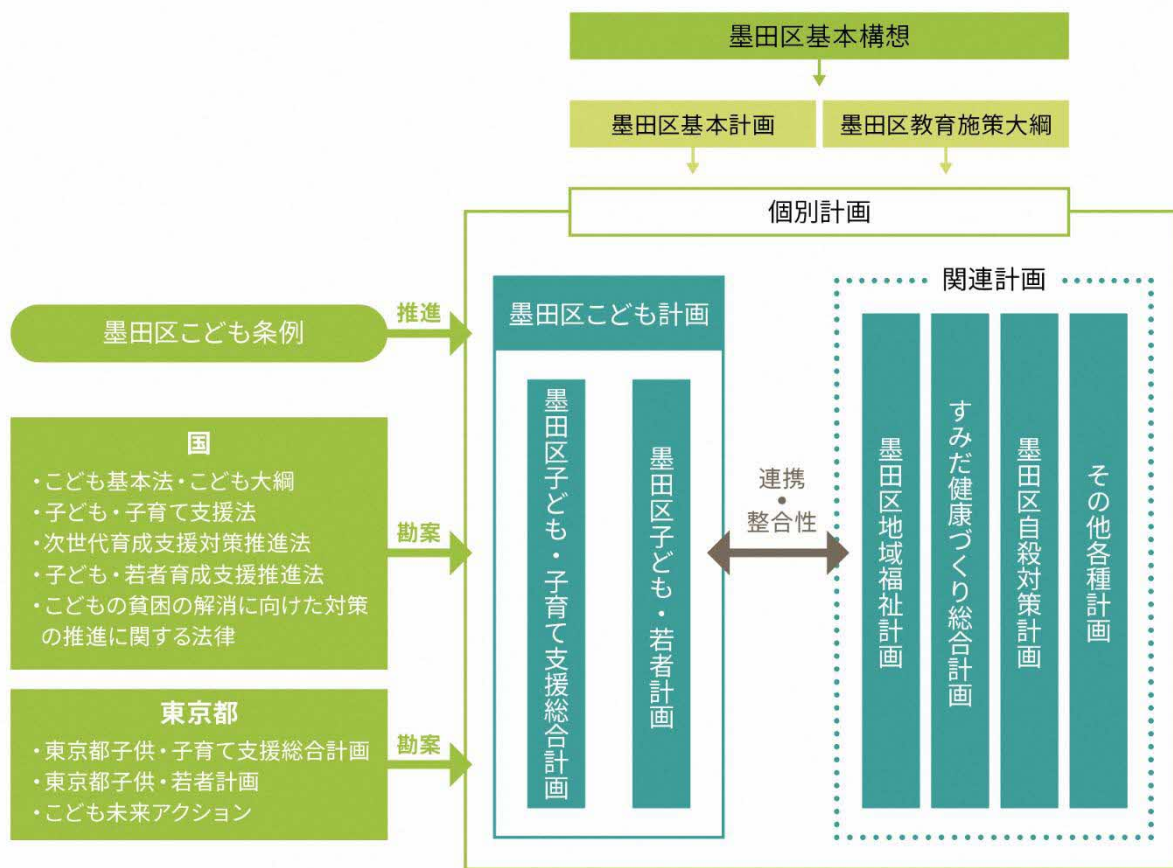
こうした状況を踏まえ、本区においては、誰一人取り残さないこども・子育て支援や、配慮が必要なこどもや保護者への支援、こどもの居場所づくり等の喫緊の課題や、DXやSDGsの推進等の社会情勢の変化に対応するため、「すみだ子ども・子育て応援プログラム」を令和 5 年 10 月に策定し、新たに「こどもまんなかすみだ」の実現をめざすこととしました。常にこどもをまんなかに捉え、こどもや子育て家庭の意見・視点を意識しながら、笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまち「こどもまんなかすみだ」をより一層推進するとともに、こどもの大切な権利を明示した「墨田区こども条例」（令和 7 年 4 月制定）を推進するため、新たに「墨田区こども計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、国のこども大綱及び都の子供・子育て支援総合計画等を勘案し、墨田区こども条例の理念を推進するため、こども基本法に基づく市町村こども計画として策定するものです。

また、墨田区基本構想、墨田区基本計画及び墨田区教育施策大綱や、関連計画である墨

田区地域福祉計画及びすみだ健康づくり総合計画等との整合を図りながら、こども・子育て支援施策及び若者施策を総合的かつ一体的に推進するものです。



また、本計画の上位計画である「墨田区基本計画」において、政策や施策とSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の17の目標との関係性を明確にし、SDGsの目標を踏まえて区政運営を推進していくとしていることから、本計画においてもこの方針に沿って、SDGsの「誰一人取り残さない」という考え方のもと、策定しています。

関連するSDGsの目標



3 計画期間

本計画の期間は、令和 7(2025)年度から令和 11(2029)年度の 5 年間とします。

4 こどもの定義について

本計画において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」とし、法令等に根拠のある場合等を除き、ひらがなで表記します。これは、こども基本法の考え方に基づき、年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

5 基本理念

本計画の基本理念は、墨田区こども条例に基づき、以下のとおりとします。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別を受けないこと。
- ② 全てのこどもについて、適切に育てられ、生活を保障され、愛され保護されることなどの福祉に関する権利が等しく保障されること。
- ③ 全てのこどもについて、教育を受ける機会が平等に与えられること。
- ④ 全てのこどもについて、年齢と発達の程度に応じて、意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ⑤ 全てのこどもについて、年齢と発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑥ 子育てに夢を持ち、子育ての喜びを実感することができる社会環境を整備すること。
- ⑦ 地域社会全体でこどもの育ちを支えること。
- ⑧ こどもの声を聴き、こどもとの対話を大切にすること。

6 あるべき姿

こどもまんなかすみだの実現

こどもまんなかすみだとは、常にこどもをまんなかに捉え、こどもや子育て家庭等の意見・視点を意識しながら、笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちの実現をめざすものです。

こどもやこどもの育ちを家庭や地域社会で支え、こどもの権利やこどもとの対話を大切にすることで、人がつながる、こどもも大人も笑顔にあふれるまちをめざしていきます。

笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまち



7 計画の推進

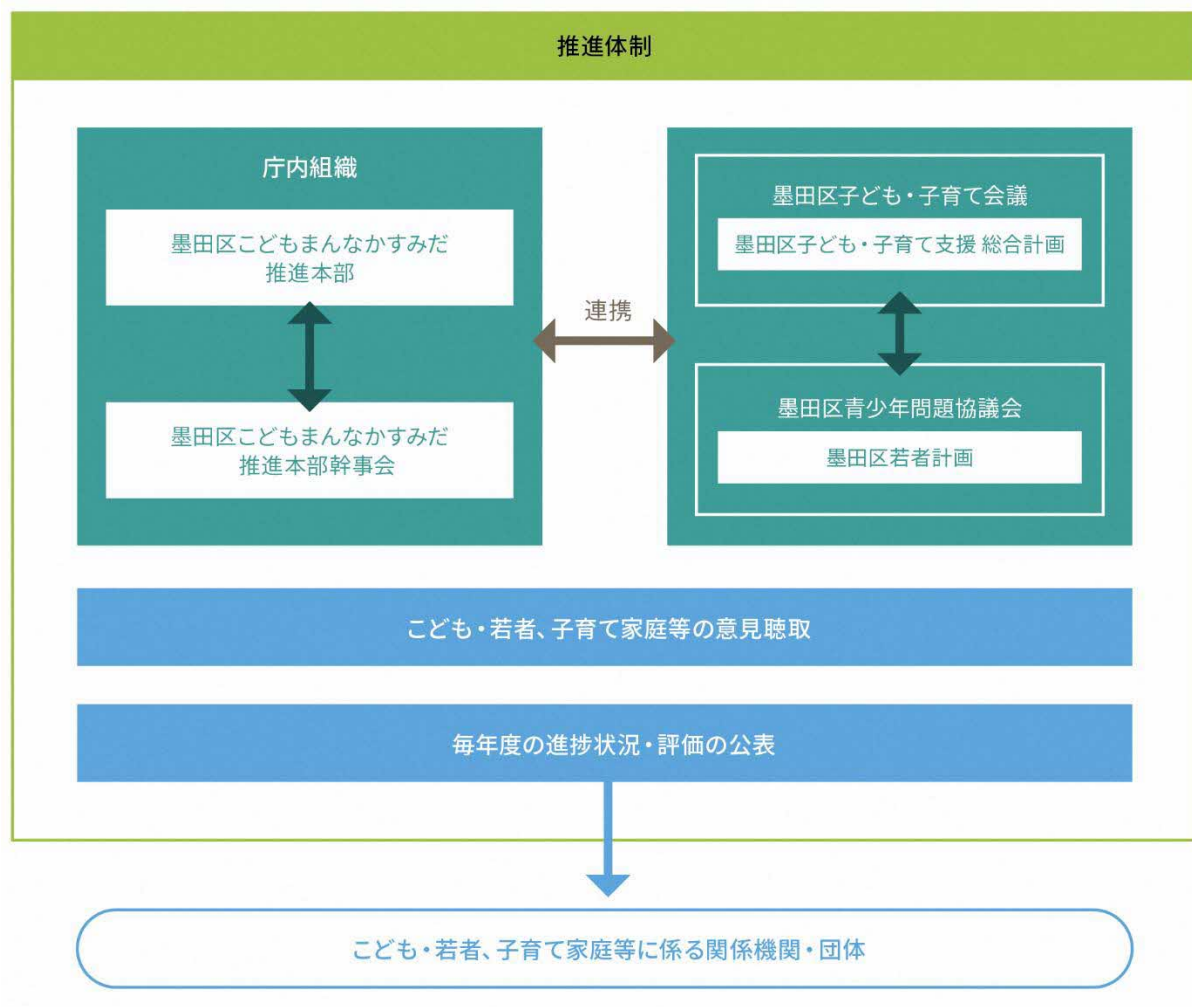
(1) 推進体制及び計画の進行管理

本計画は、墨田区こどもまんなかすみだ推進本部において、計画全体の進行管理や評価を行っていきます。第Ⅱ部「墨田区子ども・子育て支援総合計画」については、墨田区子ども・子育て会議で、第Ⅲ部「墨田区若者計画」については、墨田区青少年問題協議会で、事業等の進捗管理を行っていきます。

また、本計画の推進にあたっては、こども・若者や子育て家庭等の意見聴取に努め、社会情勢に応じた施策の推進を図っていきます。

(2) 関係機関・団体との連携推進

区内の多様な関係機関・団体との連携や協働を推進することで、一層の施策の充実を図っていきます。



(3) 評価指標

計画の着実な推進を図ることを目的に、進捗状況を客観的に評価するための指標を設定し、計画期間経過後（令和 11 年度末）の目標値を定めます。評価指標は、計画全体と第Ⅱ部の「墨田区子ども・子育て支援総合計画」及び第Ⅲ部の「墨田区若者計画」のそれぞれで設けるものとし、次のとおりとします。

こども計画全体の指標

評価指標	現状値	目標値
『『こどもの権利』がしっかりと守られている』と感じる割合	46.5%	60.0%
『自分のことが好きだ』と感じる割合	67.6%	80.0%
「墨田区のまちづくりや区役所の仕事について自分の意見や考えを言うことができる」と感じる割合	17.9%	50.0%

第Ⅱ部 墨田区子ども・子育て支援総合計画の指標

評価指標	現状値	目標値
「親同士のつながりと子育て力が育成されてきている」と感じる割合	37.2%	45.0%
「幼稚園・保育所・認定こども園等の教育・保育事業が充実している」と感じる割合	63.8%	75.0%
「こどもの豊かな育ちを育む場・機会が充実している」と感じる割合	66.1%	80.0%
「保護が必要なこどもとその家庭への支援が整っている」と感じる割合	44.9%	50.0%
「子育て家庭への経済的な支援と生活が困窮しているこどもとその家庭への支援が整っている」と感じる割合	46.1%	53.0%
「子育てを協力・支えあえる地域のつながりがある」と感じる割合	45.5%	50.0%
「子育てにやさしいまちづくりが推進されている」と感じる割合	50.9%	60.0%

（※）墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査から設定

第Ⅲ部 墨田区若者計画の指標

評価指標	現状値	目標値
「いろいろなことに積極的に挑戦することができる」と感じる割合	65.0%	70.0%
朝食を毎日とる割合	43.8%	50.0%
週に 1 回以上運動・スポーツをしている割合（20 代）	68.0%	75.0%
自分の精神状態は健康であると思う割合	79.0%	85.0%
地域活動に参加していない又は参加したくないと思う割合	40.3%	35.0%
働いている割合（正規・非正規の被用者＋自営業・自由業）	81.0%	85.0%
無職の割合	5.8%	4.0%
収入、経済面に対する不安感の割合	44.1%	40.0%
これまでの人生のなかで、自殺したい、またはそれに近いことを考えたことがある割合	37.8%	30.0%
悩み事を誰にも相談したいと思わない割合	73.7%	65.0%
地域住民やボランティア団体によるパトロールなどの地域の防犯活動に参加したいと思う割合（20 代）	18.8%	25.0%
自分が知りたい区政情報を入手できている割合（20 代）	25.5%	30.0%

（※）墨田区若者実態調査及び第 28 回墨田区住民意識調査(令和 6 年度)から設定

第II部 墨田区子ども・子育て支援総合計画

第1章 墨田区子ども・子育て支援総合計画について

1 墨田区子ども・子育て支援総合計画策定の趣旨

国は、急速に進展する少子化に対応するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を、また、こども及びこどもを養育している人に必要な支援を行い、もって一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、平成24年に「子ども・子育て支援法」を制定し、総合的な少子化対策や、こどもが健やかに成長することができる社会の実現を進めてきました。また、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するため、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、令和6年6月には、こども大綱を踏まえ、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正して、こどもの貧困対策のより一層の推進を図っています。

本区においては、平成27年3月に次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法に基づく「すみだ子育て・子育て応援宣言」を、令和2年2月に「墨田区子ども・子育て支援総合計画」を策定し、こども・子育て支援施策を総合的に推進してきました。

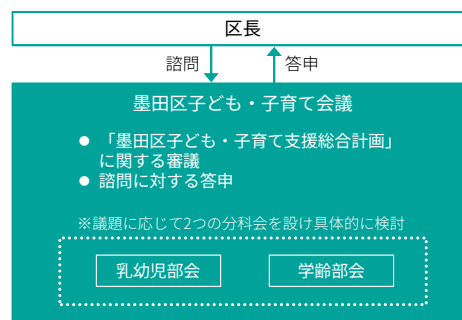
近年、こどもを取り巻く課題は複雑・多様化し、児童虐待、いじめ・不登校等のほか、こどもの貧困やヤングケアラーなどの問題が深刻化するとともに、配慮が必要なこどもと子育て家庭への支援や、子育て支援のサービスや利便性の向上、こどもの居場所の確保など、多岐にわたるさまざまな課題への対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、全てのこどもが、希望にあふれ健やかに成長できるよう、「墨田区子ども・子育て支援総合計画」を墨田区こども計画に包含し、より一層こどもや子育て家庭への支援施策の推進を図っていきます。

2 計画策定の体制

本計画の策定においては、学識経験者や区内のこども・子育てに関わる関係団体により構成する「墨田区子ども・子育て会議」にて諮問し、審議してきました。

墨田区子ども・子育て会議では、議題に応じて、構成者を「乳幼児部会」「学齢部会」に分けて具体的な検討を行ってきました。



第2章 墨田区におけるこども・子育てを取り巻く現状

本区の教育・保育施設の状況としては、保育所の利用者数は増加傾向にあります。保育施設の待機児童数は減少傾向にあり、区内の待機児童は解消に近づきつつあります。学童クラブに関しては、箇所数、在籍数ともに増加しています。待機児童は大きく減少しましたが、解消には至っておらず、引き続き対応が求められています。

上記の背景として、乳幼児や小学生を持つ家庭において共働き世帯が増えていることに加え、フルタイムの就労が増加している状況があり、今後もこれらの就労状況に応じた子育て支援サービスの提供が重要となります。

墨田区子ども・子育て会議においても、子育て支援に係るサービスや利便性の向上が課題として挙げられており、教育・保育の質の向上に向けた人員の適切配置や資質向上のほか、施設利用や一時預かりの申込みなど子育て支援に関するDX推進も求められています。加えて、在宅子育てにおける不安解消やニーズに対応した支援サービスも課題となっています。

また、乳幼児期から学齢期におけるいわゆる「小1の壁」などの課題への対応も望まれているほか、療育や多子世帯への支援の充実など、配慮が必要なこどもや保護者への支援の強化も求められています。

学齢期においては、学童クラブの量の確保も課題となっています。特に、共働き世帯が増えている中では、こどもの居場所づくりとして、放課後の過ごし方の充実も重要な課題となっています。

また、墨田区の特徴である地域のつながりの強みを生かした居場所づくりやネットワークづくりが求められています。加えて、不登校のこどもへの支援は引き続き取り組むべき課題となっているほか、近年顕著化しつつあるヤングケアラーについても学校や地域などとの連携により適切な対応や支援が必要となっています。

第3章 めざす将来像と基本方針

めざす将来像	基本方針	取組の方向性
全てのこどもが希望にあふれ健やかに育っている	基本方針1 妊娠・出産期から子育てにおける支援を充実させます	(1) 妊娠・出産期における支援の充実 (2) こどもと親の健康づくりの促進 (3) 一人ひとりに応じた子育て支援サービスの充実と利便性向上
	基本方針2 乳幼児期における教育・保育の質とサービスの向上を図ります	(1) 乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境の整備 (2) 多様なニーズに対応した保育の充実
	基本方針3 こどもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくります	(1) こどもが安心して過ごせる居場所づくり (2) こどもの豊かな育ちを育む場・機会の充実 (3) こどもの生きるための基礎的な力の育成 (4) こどもの育ちや自立を支える取組の推進
	基本方針4 配慮が必要なこどもや家庭への支援を強化します	(1) ひとり親家庭等への支援 (2) 障害のあるこどもの発達と成長支援 (3) こどもの貧困対策と支援 (4) さまざまなサポートが必要なこどもと家庭への支援
	基本方針5 地域でこどもの育ちを支える取組を促進します	(1) 地域の子育て力の育成と協働 (2) 企業等の子育て力との協働 (3) こどもの安全安心を守る取組の推進
	基本方針6 子育てしやすい環境づくりを推進します	(1) 仕事と生活の調和に向けた取組の推進 (2) 子育てを楽しめるまちづくりの推進 (3) 子育て支援に関する情報発信の強化とD Xの推進

第4章 めざす将来像の実現に向けた取組

めざす将来像「全てのこどもが希望にあふれ健やかに育っている」社会の実現に向けて、6つの基本方針を掲げ、こども・子育て支援施策を展開していきます。

基本方針1

妊娠・出産期から子育てにおける支援を充実させます

[方向性]

- (1) 妊娠・出産期における支援の充実
 - 出産準備期の支援
 - 妊娠期から乳幼児期の支援
- (2) こどもと親の健康づくりの促進
 - 母子の健診・予防接種
 - 医療を安心して受けられる仕組み
 - 食育
 - 健康づくり
- (3) 一人ひとりに応じた子育て支援サービスの充実と利便性向上
 - 親子の交流・情報交換の場づくり
 - 相談できる場の提供
 - 親のリフレッシュや不安解消

基本方針2

乳幼児期における教育・保育の質とサービスの向上を図ります

[方向性]

- (1) 乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境の整備
 - 保育の質の向上及び保育士等の人材確保・育成・定着
 - 乳幼児期における教育・保育の環境づくり
- (2) 多様なニーズに対応した保育の充実
 - さまざま状況への保育サポート
 - 病気や緊急時の保育サービス

基本方針 3

こどもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくります

[方向性]

- (1) こどもが安心して過ごせる居場所づくり
 - 児童館・学童クラブの充実
 - こどもの居場所づくり
- (2) こどもの豊かな育ちを育む場・機会の充実
 - 学び・体験の機会づくり
 - 読書活動による豊かな心の育成
 - スポーツによる心身の育成
- (3) こどもの生きるための基礎的な力の育成
 - 多様な学習プログラムによる学校教育の充実
 - 情報教育とデジタル化への環境整備
 - 環境に対する教育の充実
 - 防災に関する教育の充実
 - こころを育む教育の充実
 - 学校教育の環境向上
- (4) こどもの育ちや自立を支える取組の推進
 - こどもの自立に向けた取組

基本方針 4

配慮が必要なこどもや家庭への支援を強化します

[方向性]

- (1) ひとり親家庭等への支援
 - 相談の場・機会づくり
 - 経済的負担の軽減
 - 自立のための支援施設
 - 自立・教育の支援
- (2) 障害のあるこどもの発達と成長支援
 - 療育の充実
 - 療育等における経済的支援
 - 教育的ニーズに応じた環境づくり
- (3) こどもの貧困対策と支援
 - こどもの貧困に対する取組
- (4) さまざまなサポートが必要なこどもと家庭への支援
 - いじめ・不登校への取組
 - 児童虐待防止

- ヤングケアラーへの支援
- 医療的ケア児への支援
- 外国籍児童への支援
- 経済的負担への支援
- 相談支援
- 多様性への取組

基本方針5

地域でこどもの育ちを支える取組を促進します

[方向性]

- (1) 地域の子育て力の育成と協働
 - 子育てに関するネットワークづくり
 - 子ども会や少年団体の育成
 - 高齢者との関わりによる育成の機会
 - 生涯学習やボランティア活動への支援
 - 学校や地域・関係機関による青少年の健全育成
- (2) 企業等の子育て力との協働
 - 企業等との関わりづくり
- (3) こどもの安全安心を守る取組の推進
 - 防犯・交通安全
 - 犯罪対策
 - 安全安心に関する情報発信

基本方針6

子育てしやすい環境づくりを推進します

[方向性]

- (1) 仕事と生活の調和に向けた取組の推進
 - 働き方に関する取組
- (2) 子育てを楽しめるまちづくりの推進
 - こどもを連れて出かけやすいまちづくり
 - 子育てしやすい住宅環境の整備
- (3) 子育て支援に関する情報発信の強化とD Xの推進
 - 多様な手法による情報発信
 - D Xの推進

第Ⅲ部 墨田区若者計画

第1章 墨田区若者計画について

1 墨田区若者計画策定の趣旨

こども・若者を取り巻く環境の悪化や、社会生活を円滑に営む上でさまざまな悩みを持つこども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、こども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成22年4月に子ども・若者育成支援推進法が施行され、同年7月に同法に基づく大綱として基本的な方針を定めた「子ども・若者ビジョン」が策定されました。平成28年2月には「子ども・若者ビジョン」の見直しが行われ、「子供・若者育成支援推進大綱」が第2次大綱として策定されました。また、東京都においても、平成27年8月に「東京都子供・若者計画」、その後、令和2年4月には「東京都子供・若者計画（第2期）」が策定され、新たなこども・若者育成支援の方向性が示されました。

さらに、こども・若者を取り巻く状況は大きく変化し、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況がさらに深刻さを増す中、全てのこども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会をめざし、こども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりでこども・若者の健全育成に取り組んでいくため、令和3年4月には「子供・若者育成支援推進大綱」が第3次に改定され、「全ての子供・若者の健やかな育成」「困難を有する子供・若者やその家族の支援」「創造的な未来を切り拓(ひら)く子供・若者の応援」「子供・若者の成長のための社会環境の整備」「子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援」の五つの基本方針が掲げられました。その後、1ページで触れたとおり、こどもに関する大綱を一つに束ねる形で、「こども大綱」が令和5年12月に策定されました。

こうした中、墨田区では、平成31年3月に「墨田区子ども・若者計画」を策定し、「全ての子ども・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができる」を基本理念とし、全てのこども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成に向けたこども・若者育成支援施策を推進してきたところです。

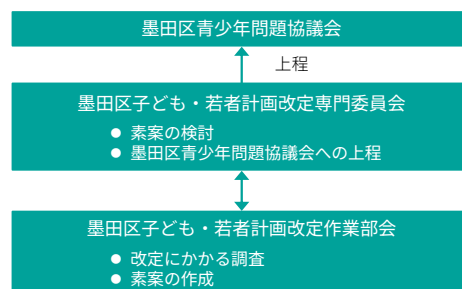
しかし、アフターコロナにおける新たな問題の表出など、特に若者を取り巻く環境が大きく変化する中で、若年無業者（ニート）やひきこもり、児童虐待、いじめ、さらには若者の貧困問題など、若者に関する諸問題が深刻化しています。こうした状況を踏まえ、若者が健やかに成長し、夢や希望を育み、円滑に社会生活を営むことができるよう、より一層の若者の育成支援施策の推進を図るため、「墨田区若者計画」として改定します。

なお、「墨田区若者計画」は、子ども・若者育成支援推進法に定める市町村子ども・若者計画のうち、若者の育成支援に関わる計画として位置付け、子どもに関わる計画は、「墨田区こども計画」に内包されています。

2 計画策定の体制

本計画の策定においては、若者施策に関わる区民や地域団体等の幅広い関係者で構成する「墨田区青少年問題協議会」にて審議しました。

また、計画及び施策等については、「墨田区子ども・若者計画改定専門委員会」及び「墨田区子ども・若者計画改定作業部会」にて検討を行いました。



第2章 墨田区における若者を取り巻く現状

こども大綱によると、これまでのこども関連3大綱を踏まえた課題認識の一つとして、令和3年4月に示された子供・若者育成支援推進大綱に関して、社会全体の状況としては、こどもの自殺などの生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング、格差拡大への懸念、SDGsの推進、多様性と包摂性ある社会の形成、リアルな体験とDXの両面展開、成年年齢の引下げ等への円滑な対応などへの指摘が示されています。

また、若者が過ごす場ごとの状況としては、世帯構造の変化、貧困、ひきこもり、家族観の変化といった家庭をめぐる課題や、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、インターネット利用の拡大による弊害といった情報通信環境をめぐる課題、ニートなどの就業をめぐる課題への指摘が示されています。

区においては、令和6年度墨田区青少年対策基本方針（令和6年7月）で、青少年をめぐる問題は、核家族化の進行、情報化社会の進展等を背景に複雑化・深刻化しており、インターネットの長時間利用によるネット依存やSNSなどをきっかけとしていじめや性被害、また、いわゆる闇バイトから犯罪に巻き込まれるトラブル、薬物乱用などが社会問題となっていると示唆されています。また、薬物に絡む重大事故の発生や乱用、若者の貧困、ヤングケアラーとなることによる生活等への支障、さらに、成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、社会経験や知識等が少ない若者をターゲットにした消費者被害の拡大への懸念とともに、新型コロナウイルス感染症のさまざまな制限からの解放も相まって、若者を取り巻く社会環境の変化は激しさを増し、さまざまな問題として現れてきていることが挙げられています。

令和6年度に実施した墨田区若者実態調査結果をみると、ひきこもり群は13.6%、インターネット依存者15.9%と、前回調査時（平成30年度）よりもいずれも割合は高くなっており、上記に示すとおり、ひきこもりやインターネット依存の課題が深刻化しつつある状況ともいえます。

一方、若者のウェルビーイングにつながる自己肯定感として、「自分に自信がある

（58.2%）」と「自分のことが好き（71.8%）」という意識の割合は、いずれも前回調査時よりも上昇しており、今後もそれらを高めていくことを継続して進めていくことが求められます。

加えて、日頃の生活において求める居場所として、のんびりできる場所や行きたい時に行ける場所、好きなことをして自由に過ごせる場所など、気軽に行ける安全な居場所づくり（34.7%）が求められているほか、経済的困難への支援（34.1%）も大きな課題の一つとなっています。

また、墨田区子ども・若者計画改定専門委員会においても、ひきこもりへの対策のほか、薬物やいわゆる闇バイトなどの犯罪増加への懸念が挙げられています。

加えて、若者の自主的な活動やチャレンジを後押しできる場や機会を通じて、若者それぞれの可能性を引き出すことの重要性も問われており、そのための環境や機会づくりとともに、それらをサポートする周囲の理解や意識の醸成も課題となっています。さらに、若者の社会的自立に向けた経済的な困難への支援なども課題として挙げられています。

若者を取り巻く重点課題

- ひきこもり・ニートへの対策
- インターネットによるトラブル防止
- 薬物やいわゆる闇バイトなどの犯罪抑制
- 若者の可能性を引き出す居場所や機会の充実
- 自己肯定感とそれらを支える周囲の理解や意識向上
- 経済的な困難への支援充実

若者の健全育成と
社会的自立への支援

第3章 めざす将来像と基本方針

めざす将来像	基本方針	取組の方向性
全ての若者が社会的自立を果たすことができる	基本方針1 若者の健やかな成長に向けた支援を推進します	(1) 基本的な生活習慣の形成
		(2) 健康づくりやスポーツ活動の推進
		(3) 心身の健康保持の支援
	基本方針2 若者の豊かな人間力と社会を生き抜く力の育成を応援します	(1) 多様な居場所づくりや体験の機会の充実
		(2) 若者の地域活動や社会参画の推進
		(3) 職業的自立の支援
	基本方針3 若者一人ひとりの状況に応じた支援を推進します	(1) 障害のある若者への支援
		(2) 若年無業者（ニート）・ひきこもり対策
		(3) 生活困窮家庭や若者の貧困の対策
		(4) 若者の自殺対策
		(5) さまざまな悩みを持つ若者に対応した支援
	基本方針4 若者の健全育成と自立を支える環境づくりを推進します	(1) 非行・犯罪への対策
		(2) 社会全体で若者を見守る仕組みの充実
		(3) 若者が安全・安心に暮らせる環境づくり
		(4) 若者への積極的な情報発信・情報共有
施策推進の視点	若者の健全育成の推進	若者の多様な体験・活動を促す“場”や“機会”の充実、仕組みづくり
	若者の健全育成と自立を支え合うための理解促進と意識醸成	

第4章 めざす将来像の実現に向けた取組

めざす将来像「全ての若者が社会的自立を果たすことができる」社会の実現に向けて、4つの基本方針を掲げ、若者施策を展開していきます。

基本方針1 若者の健やかな成長に向けた支援を推進します

[方向性]

- (1) 基本的な生活習慣の形成
- (2) 健康づくりやスポーツ活動の推進
- (3) 心身の健康保持の支援

基本方針2 若者の豊かな人間力と社会を生き抜く力の育成を応援します

[方向性]

- (1) 多様な居場所づくりや体験の機会の充実
- (2) 若者の地域活動や社会参画の推進
- (3) 職業的自立の支援

基本方針3 若者一人ひとりの状況に応じた支援を推進します

[方向性]

- (1) 障害のある若者への支援
- (2) 若年無業者（ニート）・ひきこもり対策
- (3) 生活困窮家庭や若者の貧困の対策
- (4) 若者の自殺対策
- (5) さまざまな悩みを持つ若者に対応した支援

基本方針4 若者の健全育成と自立を支える環境づくりを推進します

[方向性]

- (1) 非行・犯罪への対策
- (2) 社会全体で若者を見守る仕組みの充実
- (3) 若者が安全・安心に暮らせる環境づくり
- (4) 若者への積極的な情報発信・情報共有



ひと、つながる。
墨田区

墨田区こども計画 概要版

2025（令和7）年度 - 2029（令和11）年度

令和7年3月

発行 墨田区

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話 (03) 5608-1111 代表

<https://www.city.sumida.lg.jp>

デザイン監修 千葉大学デザイン・リサーチ・インスティテュート（表紙のデザインは、こどもが絵具で描いた墨田区の地図をイメージしたものです。）

「墨田区子ども読書活動推進計画（第5次）」について

1 パブリックコメントの実施概要及び結果

（1）公表資料

「墨田区子ども読書活動推進計画（第5次）」（案）

（2）意見募集期間

令和6年12月11日（水）から令和7年1月7日（火）まで

（3）意見募集の周知方法及び公表方法等

ア 周知方法

（ア）区のお知らせ（令和6年12月11日号）

（イ）区公式ウェブサイト

（ウ）墨田区立図書館ウェブサイト

（エ）区立小中学校及び保育園等子育て関連施設でのポスター掲示

イ 公表資料の閲覧方法

（ア）区公式ウェブサイト

（イ）墨田区立図書館ウェブサイト

（ウ）各墨田区立図書館、東駒形・梅若橋コミュニティ会館図書室

（エ）区民情報コーナー

（4）意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール又は持参

（5）意見提出先

教育委員会事務局ひきふね図書館

（6）意見募集の結果

ア 意見提出者 3名

イ 意見総数 10件（趣旨が類似した意見については集約しています。）

2 提出された意見等の要旨及び区の考え方

	意見等の要旨	意見に対する区の考え方
1	図書館以外の取組や本と触れ合える場等の情報が欲しい。	地域ぐるみの読書活動推進において、図書館以外の施設や団体等との情報共有や情報発信は非常に重要です。第5次計画においても、情報収集・発信に努める旨を、第3章5（1）の区立図書館・コミュニティ会館の役割に追記しました。
2	ブックスタートや健診等の際に、本の紹介や動画等を活用し子どもにとっての読書のメリット等について説明するなど、わかりやすく伝える工夫が必要である。	子どもの読書活動推進には、家庭での保護者の理解と協力が必要不可欠なものとなります。第5次計画においても、保護者に対して、本の紹介や子どもの読書の意義やメリットについて、よりわかりやすい方法で発信することに努める旨を、第4章3 各事業の概要における事業番号1101に追記しました。

3	学校図書館の情報発信(図書館だよりなど)が充実すれば、家庭での本の話題につながる。	家庭で本のことについて会話することは、子ども読書活動の推進にとって非常に重要であり、第5次計画では「家読(うちどく)」を積極的に推進します。その一環として、学校とも協力しながら、家庭に向けた情報発信に努める旨を第4章3 各事業の概要における事業番号1105に追記しました。
4	計画の文章のボリュームが多く、読むことが大変である。	時間がない保護者の方や、子どもにも計画の趣旨をわかりやすく伝えるため、「概要版」を作成します。
5	大人よりも友達のおすすめの本のほうが、子どもは興味を持ちやすい。学校で本を紹介しあったり、本を読み合う取組や、子ども同士で本の紹介ができる仕組みがあれば良い。	計画策定時に実施した子どものアンケートでも同様な結果が出ていることから、学校や各施設で子どもや職員による本の紹介を実施し、読書に関する情報発信の充実を図っていきます。 (P43 事業番号1203に掲載しています。)
6	学校や保育園において、予約が多かったり、手続きが煩雑であったりなど、読みたい本を借りるのに時間がかかることがある。	電子書籍の充実と積極的なPRにより、いつでもどこでも本が読める環境の充実を図っていきます。 (P45 事業番号2106に掲載しています。)
7	読みたい本がわからない子どもが多い。チャート方式やAI活用などで、読みたい本にたどり着ける取組が欲しい。	パスファインダーやブックリスト、アニメや映画に関連付けた本の紹介など、様々な媒体を活用しながら、子どもに情報が行き届くよう更なる工夫を図っていきます。また、特別な配慮を要する子どもやその保護者には、読書相談や読書案内を行っています。 (P42 事業番号1102、P43 事業番号1112に掲載しています。)
8	本を介して異世代間が交流できる取組があれば良い。	積極的に異世代間での読み聞かせや本の紹介などの交流を進めていきます。 (P49 事業番号3201に掲載しています。)
9	学校の図書室の開放時間が限定的でもったいない。放課後など利用できる時間が拡充されることは大変良い。	引き続き学校と協力しながら、学校図書館の放課後利用について、推進していきます。 (P47 事業番号2205に掲載しています。)
10	子どもの読書の推進には「個人で読む」という面だけでなく、「集団で読む」という面からのアプローチが必要である。	引き続き学校等と協力しながら、集団で楽しむ読書についても推進していきます。 (P49 事業番号3112に掲載しています。)

3 計画（案）からの主な変更点

該当箇所	変更前	変更後
P30 28行目 第3章5(1) の区立図書館・コミュニティ会館図書室	3 地域や関係機関と連携した読書活動の推進 ボランティアや地域の関係団体等による図書館運営への企画参加や、施設等でのブックトークやおはなし会への協力等を進めることで、地域ぐるみで子どもの読書活動を推進していきます。	3 地域や関係機関と連携した読書活動の推進 ボランティアや地域の関係団体等による図書館運営への企画参加や、施設等でのブックトークやおはなし会への協力等を進めるとともに、様々な方法で積極的な情報収集・発信に努め、地域ぐるみで子どもの読書活動を推進していきます。
P42 4行目 第4章3(1) 基本目標1に掲げる事業の概要 番号1101 事業内容	赤ちゃんへの読み聞かせの普及促進のため、生後3・4か月健診時に初めての本として1冊本をプレゼントする「ブックスタート事業」の実施や、その後の各種健診時にもブックリストを配布する等読書支援を行う。また、出産を控えた方に向けて、読み聞かせや本の選び方などの講座実施や冊子等による情報の提供を行う。	赤ちゃんへの読み聞かせの普及促進のため、生後3・4か月健診時に初めての本として1冊本をプレゼントする「ブックスタート事業」の実施や、その後の各種健診時にもブックリストを配布する等読書支援を行う。また、出産を控えた方や保護者に向けて、読み聞かせや本の選び方などの講座実施や子どもの読書の意義やメリットなど各種情報の提供を、よりわかりやすい方法で行う。
P42 24行目 第4章3(1) 基本目標1に掲げる事業の概要 番号1105 事業内容	おうち De どくしょノートの配布や活用の啓発を行い、身近な人と一緒に読書したり、互いに図書を紹介し合ったりする家読（うちどく）の推進を図る。	おうち De どくしょノートの配布や活用の啓発、家庭に向けた各種情報の発信を行い、身近な人と一緒に読書したり、互いに図書を紹介し合ったりする家読（うちどく）の推進を図る。

オールすみだでとりくみます!!

すみだの子どもたちの読書を
オールすみだでおうえんします!



■保護者の方へ

好きなテレビ番組の話をするような感覚で、子どもと好きな本について話をしてみたり、子どもと一緒に図書館や本屋さんに行ってみたりしませんか? これまで気が付かなかった子どもの興味や関心を知ることができるかもしれません。また、図書館では親子向けに楽しいイベントや、絵本選びや読み聞かせのポイントといった読書相談も行っています。ぜひ遊びに来てください。なお、ネットでは絵本講座も配信しています。



としょかん
図書館員による
えほんこうざ
絵本講座

本のことで困っていたり、相談したいことがあればお近くの図書館まで!!

うめわかばし
梅若橋コミュニティ会館
堤通 2-9-1
☎3616-1101

すみだ共生社会推進センター
(すみなか)
押上 2-12-7-111
☎5608-1771

ひがしこまがた
東駒形コミュニティ会館
東駒形 4-14-1
☎3623-1141

みどりとしょかん
緑図書館
緑 2-24-5
☎3631-4621



やひろとしょかん
八広図書館
八広 5-10-1-104
☎3616-0846

ひきふねとしょかん
京島 1-36-5
☎5655-2350

たちばなとしょかん
立花図書館
立花 6-8-1-101
☎3618-2620

よこかわ
横川コミュニティ会館
横川 5-9-1
☎3623-1141

すみだくりつとしょかん 墨田区立図書館・図書室のご案内



ほん さが
本を探す



し
お知らせ



イベント
じょうほう
情報



かいかん
開館
カレンダー



でんししよせき
電子書籍



ティーンズ
Teens



こどもの
ページ



こどもの
イベント

本に出会おう!! 本にふれよう!!

がいようばん
概要版

だいごじ すみだく こどもどくしよかつどう すいしんけいかく 第5次 墨田区 子ども読書活動推進計画



どくしよかつどうすいしんけいかく 読書活動推進計画ってナニ?

すみだの子どもたちが、ずっと友達でいられる本に出会うことができ、本とともにステキな大人になってほしい!
そのために、学校や児童館、幼稚園や保育園、図書館などの、いろんな人たちが協力していくための計画です。

「子ども読書活動推進計画」を読んでみませんか→



なんで本を読んだほうがいいの?

本は知らないことを教えてくれたり、楽しい物語の世界に連れて行ってくれたりするステキな友達です。1冊でもいいので、お気に入りの本をみつけて、悲しい時や、迷っている時に、そっと会いに行きませんか。きっと元気をもらえるはずですよ。
また、本の登場人物に共感したり、言われてうれしいステキな言葉をみつけたりすることで、人の気持ちに寄り添えることができ、自分の気持ちもうまく相手に伝えられるステキな人になれますよ!



すみだくりつ ひきふねとしょかん
墨田区立 ひきふね図書館

ひきふねとしょかん
公式キャラクター
「ひきとん」



けいかく もくひょう 計画の目標 ～すみだの子どもたちにこんなこどもになってほしいと願っています！～
こ ほん した ほん ゆた じんせい おく
「子どもがみずから本に親しみ、本とともに豊かな人生を送っている」



あかちゃんやちいさなおともだちへ

「本がいっぱい」

みんなのまわりにいろんな本がもっと
いっぱいになるようにするよ！
本にさわってみよう！

「もういっかいよんで！」

おもしろい本や楽しい本があったら、おう
ちの人によんでもらおう！
きにいったら、「もういっかいよんで」と
おねだりしよう！



「本をとおした共感」を大事に

おうちの人や先生、大好きな大人の
人といっしょによんで、いっしょによ
ろこんだり、たのしんだりできると
うれしいよね！

しょうがくせい 小学生のおともだちへ

「これを読みたい！」「また読みたい！」

みんなはどんな本が好き？
いろんな本にチャレンジして、好きな本
を見つけよう！



「ここにも本がある！」

図書館、学校、児童館など、みんなが
いるところに、もっといろんな本をそ
ろえるよ！

「こんな本があるんだ！」

本を手にとるとき、となりの本棚も
のぞいてみない？
新しいドキドキ・わくわくに出会える
チャンスだよ！！
友達にも紹介してみよう！

としょかん 図書館のスペシャルなプロジェクト

●子どもが主役プロジェクト！

- ★「今日から私も図書館員」
★★大募集！子ども図書館スタッフ★★
子ども司書になって、図書館をもりあげよう！
- ★「私たちも図書館のために」
★★来たれ図書館部！中高生部員大募集★★
本のボランティアでいつもと違う自分を発見！
- ★「とどけ、ぼくたち、私たちの声」
図書館がもっと良くなるために、
みんなの意見をきかせてね！

●ウチナカ・プロジェクト！

- ★「一緒に読もう・話そうよ」
家族で本の話 をしよう！
- ★「親だって本に癒されたい」
子育ては大忙し！ちょっとひといき、
図書館オアシスで癒されてみませんか？

※イベントの情報はウェブサイトでお知らせしていきます

ちゅうがくせい こうこうせい 中学生・高校生のみなさんへ

「ずっとそばにおきたい！」

お気に入りの本を見つけて、つら
い時や悩んでいる時に、そっと会
いに行きませんか。きっとあなた
に寄り添ってくれるはず♪



「本を読む時間も、あっていいよね！」

部活に勉強、恋に友情・・・中高生は
毎日忙しいよねえ。そんな時でも
ちょっと本も開いてみませんか。
きっと心も落ち着くよ♪

「本を介してかわれる人や場がある！」

『貴重な体験を得ることができました。子どもサー
ビスでは読み聞かせをして、子どもの可愛さに
気付きました。』（職業体験した生徒の声）
みなさんも本をきっかけに、いろいろな人とつな
がってみませんか！

ほん よ もっと本を読みたいと おも 思っているおともだちへ

図書館には、文字が大きな本、
外国語の本、しかけ絵本、布の絵
本、音や絵で楽しめる本など、読み
やすく楽しい本がいっぱいある
よ！ぜひ遊びに来てね！
本のことならなんでも、図書館の
人に相談してね！



みんなで読めると楽しいね

令和6年度 就学相談委員会における審議判定結果について

1 就学相談について

		小学校（件）	中学校（件）
申請件数（うち取下げ）		260（8）	73（1）
判定結果	特別支援学校（知的）（うち就学猶予）	26（1）	5
	特別支援学校（肢体）（うち就学猶予）	4（1）	0
	特別支援学校（聴覚）	3	0
	特別支援学級（知的）	31	30
	特別支援学級（情緒）		5
	特別支援教室（情緒通級）	155	32
	ことばの教室（通級）	10	
	きこえの教室・難聴学級（通級）	1	0
	弱視（通級）＊他区	1	0
	通常学級のみ	21	0

2 転学相談について

(1) 小学校34件（うち取下げ3名）

	転学前	転学後	件数
判定結果	通常学級（通級含む）	特別支援学級（知的）	14
	通常学級（通級含む）	特別支援学級（情緒）	9
	特別支援学級（知的）	通常学級	4
	特別支援学級（知的）	特別支援学校（知的）	1
	区外特別支援学級（情緒）	特別支援学校（知的）	1
	区外特別支援学校（知的）	特別支援学校（知的）	1
	海外編入学	特別支援学校（知的）	1

(2) 中学校2件（うち取下げ1名）

	転学前	転学後	件数
判定結果	海外編入学	特別支援学級（知的）	1

3 就学相談委員会開催回数

令和6年5月28日から令和7年2月18日まで 全11回

（自閉症・情緒障害特別支援学級に係る委員会を含む）

4 根拠等

墨田区就学相談委員会に関する要綱 第7条